

第3章 主な保証制度一覧表

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和2年5月1日現在

保証制度名	制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備考
						責任共有対象	責任共有対象外	
1 一般保証	普通または長期	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	20年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.45~1.90%	-	
2 手形割引個別保証	手形割引	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年以内	金融機関所定	0.45~1.90%	-	
3 手形割引根保証	手形割引根保証	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年間	金融機関所定	0.39~1.62%	-	一定の保証金額の範囲内で手形割引を繰り返し利用することが可能です。
4 電子記録債権割引個別保証	でんさい	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年以内	金融機関所定	0.45~1.90%	-	
5 電子記録債権割引根保証	でんさい根保証	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	1年間	金融機関所定	0.39~1.62%	-	一定の保証金額の範囲内で電子記録債権割引を繰り返し利用することが可能です。
6 事業者カードローン当座貸越根保証	カード当貸	普通保険 無担保保険	100万円以上 2,000万円	1年間もしくは2年間	金融機関所定	0.39~1.62%	-	原則として担保は不要です。
7 当座貸越根保証	当座貸越	普通保険 無担保保険	100万円以上 2億8,000万円	1年間もしくは2年間	金融機関所定	0.39~1.62%	-	5,000万円を超える場合は、原則として担保が必要です。
8 特別小口保証	特別小口	特別小口保険	2,000万円	運転 6年以内 設備 8年以内	金融機関所定	-	0.70%	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。他の保証制度を利用していないことが条件となります。他種の保険を利用した場合は無担保保険に変更されます。
9 公害保証	公害防止	公害防止保険	5,000万円 (組合の場合 1億円)	7年以内	金融機関所定	0.977%	1.15%	
10 エネルギー対策保証	エネルギー対策	エネルギー対策保険	2億円 (組合の場合 4億円)	10年以内	金融機関所定	0.977%	1.15%	
11 海外投資関係保証	海外投資関係	海外投資関係保険	2億円 (組合の場合 4億円)	10年以内	金融機関所定	0.977%	1.15%	原則として担保が必要です。
12 新事業開拓保証	新事業開拓	新事業開拓保険	2億円 (組合の場合 4億円)	10年以内	金融機関所定	0.977%	1.15%	
13 事業再生保証(DIP保証)	事業再生	事業再生保険	2億円	10年以内	金融機関所定	-	2.20%	責任共有対象外(100%保証)となります。
14 特定社債保証(保証付私募債)	特定社債	特定社債保険	4億5,000万円	2年以上 7年以内	金融機関所定	0.45~1.90%	-	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は5億6,000万円です)取扱金融機関との共同保証形式となります。保証金額が2億円を超える場合は担保が必要です。保証金額は普通保険及び無担保保険(ともに経営安定関連保険特例分を除く)並びに特定社債保険を合わせて5億円が上限となります。
15 流動資産担保融資保証(ABL保証)	ABL根保証 または ABL個別保証	流動資産担保保険	2億円	根保証 1年間 個別保証 1年以内	金融機関所定	0.68%	-	部分保証(保証割合80%)です。(融資限度額は2億5,000万円です)必ず流動資産を担保とする必要があります。
16 一括支払契約保証	-	特定支払契約保険	10億円	1年以内	金融機関所定	0.25~1.54%	-	部分保証(保証割合70%以下)です。保証形式は、根保証となります。
17 中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	中堅企業	破綻金融機関等関連 特別無担保保険 破綻金融機関等関連 特別保険	6億円	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	金融機関所定	-	0.65% または 0.75%	破綻金融機関等と金融取引を行っていたために、金融機関との金融取引に支障が生じている中堅事業者を保証対象とする制度です。責任共有対象外(100%保証)となります。破綻金融機関等関連特別無担保保険利用の場合、基準料率0.65%、破綻金融機関等関連特別保険利用の場合、基準料率0.75%となります。
18 借換保証	利用する制度名または 環境借換経安 環境借換一般 環境外借換	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	金融機関所定	利用する保険によって 決定します。		既往保証付融資の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて当該返済資金以外の事業資金を含めることもできます。
19 求償権消滅保証(ランクアップ保証)	求償権消滅	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	金融機関所定	-	利用する 保険によって 決定します。	責任共有対象外(100%保証)となります。
20 小口零細企業保証(全国小口)	全国小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円	10年以内(据置6ヶ月以内)	金融機関所定	-	0.50~2.20% ※3	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。責任共有対象外(100%保証)となります。既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。

国の保証制度

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和2年5月1日現在

保証制度名	制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備考
						責任共有対象	責任共有対象外	
国の保証制度	21 経営力強化保証	経営力強化	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 借換 10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.45~1.75%	0.50~2.00% (*)	(*) 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合(同額内の借換に限ります)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。
	22 自主廃業支援保証	自主廃業支援	普通保険 無担保保険 3,000万円	1年以内	金融機関所定	0.45~1.90%	-	現在事業を行っている中小企業者であって、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金を保証する制度です。
	23 財務要件型無保証人保証	財務型無保証人	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済運転7年以内(据置1年以内) 設備10年以内(据置1年以内) 運転設備10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.45~1.90%	-	
	24 事業承継特別保証制度	承継特別〇〇〇	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.45~1.90% (*)	-	令和2年1月1日以降に事業承継を行った事業者、若しくは保証申込から3年以内に事業承継を行う計画を有している法人が対象となります。 本制度は事前相談制となります。 (*) 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は、0.20~1.15%となります。
国の保証制度(保険特例等)	25 セーフティネット保証(経営安定関連保証)	経営安定関連	普通保険 無担保保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	1~4、6号は責任共有対象外(100%保証)となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 中小企業保険法第2条第4項第6号の認定の場合、保証限度額が2億8,000万円から3億8,000万円となります。
	26 創業等関連保証	創業等関連	無担保保険 1,500万円	10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	-	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。無担保保険を利用します。 保証金額は、一般保証分、創業関連保険特例分及び本保険特例分(廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む)の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。
	27 経営革新関連保証	経営革新関連	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.68% ※5	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 新事業開拓保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。 (ただし、他の新事業開拓保険分も含めます) 海外投資関係保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。(ただし、他の海外投資関係保険分も含めます)
	28 創業関連保証	創業関連	無担保保険 2,000万円	10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	-	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。無担保保険を利用します。 保証限度額は、一般保証分、創業等関連保険特例分(廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む)及び本保険特例(創業関連保険特例)分の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。 また、再挑戦支援保証と合わせて2,000万円が保証金額の上限となります。
	29 再挑戦支援保証	再挑戦支援	無担保保険 2,000万円	10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	-	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。無担保保険を利用します。 保証金額は、一般保証分、創業等関連保険特例分(廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む)及び本保険特例(創業関連保険特例)分の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。 また、創業関連保証と合わせて2,000万円が保証金額の上限となります。
	30 経営承継関連保証	経営承継関連	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内	金融機関所定	0.45~1.90%	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。
	31 東日本大震災復興緊急保証	震災緊急	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	10年以内(据置2年以内)	金融機関所定	-	0.80% ※4	責任共有対象外(100%保証)となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できますが、経営安定関連保険特例分及び災害関係保険特例並びに本保険特例分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6,000万円が保証限度額となります。
	32 事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	改善サポート	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合(同額内の借換に限ります)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。
	33 経営力向上関連保証	経営力向上関連	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.68% ※5	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 新事業開拓保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。 (ただし、他の新事業開拓保険分も含めます) 海外投資関係保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。(ただし、他の海外投資関係保険分も含めます)
	34 地域経済牽引事業関連保証	地域牽引事業	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	運転 10年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置1年以内) 運転設備10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和2年5月1日現在

保証制度名	制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備考
						責任共有対象	責任共有対象外	
国の保証制度 (保険特例等)	35 地域経済牽引支援関連保証	地域牽引支援	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円	運転 10年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置1年以内) 運転設備10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.977%	1.15%	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 承認連携支援計画に従って事業を行う一般社団法人及び一般財団法人を保証対象とする制度です。
	36 危機関連保証	危機関連保証	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	10年以内(据置2年以内)	金融機関所定	-	0.80% ※4	責任共有対象外(100%保証)となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できますが、セーフティネット保証及び東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証並びに本保証分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6,000万円が保証限度額となります。
	37 特定経営承継関連保証	特定経営承継	普通保険 無担保保険 2億8,000万円	運転 10年以内(据置1年以内) 設備 15年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.45~1.90%	※4	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が対象となります。
	38 商店街活性化促進事業関連保証	商店街活性化事業	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)	10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 各市区町村が作成する、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている事業に係る資金が対象となります。
	39 経営承継準備関連保証	経営承継準備	普通保険 無担保保険 特別小口保険 2億8,000万円	運転 10年以内(据置1年以内) 設備 15年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.45~1.90%	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 事業承継・その他の事情等により、事業活動の継続に支障を来しているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者が対象となります。
	40 特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	普通保険 は無担保保険 2億8,000万円	運転 10年以内(据置1年以内) 設備 15年以内(据置1年以内)	金融機関所定	1.15%	-	経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人であり、中小企業者の経営の承継にかかる資金が対象となります。
群馬県融資制度	41 群馬県小規模企業事業資金	県小規模	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 2,000万円	運転 6年以内(据置6ヶ月以内) 設備 8年以内(据置6ヶ月以内)	1.95%以内	0.373~1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 平成25年度までに融資実行された小規模企業事業資金Bタイプ及び小口零細企業資金と合わせて、2,000万円以下である必要があります。
	42 群馬県小規模企業事業資金 (小口零細企業資金)	県小規模小零	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 2,000万円	運転 6年以内(据置6ヶ月以内) 設備 8年以内(据置6ヶ月以内)	1.9%以内	-	0.40~2.00% ※6	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)となります。 既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。
	43 群馬県中小企業設備支援資金	県設備支援	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 5,000万円	設備 10年以内(据置2年以内)	保証付の場合 2.2%以内	利用する保険によって 決定します。	「人にやさしい福祉のまちづくり条例」第21条で定める設備基準に適合する場合、融資限度額は6,000万円以内、融資利率は2.2%以内(保証付の場合)となります。	
	44 群馬県中小企業パワーアップ資金	県パワーアップ または 県パワはばたけ	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 2億円 (内運転資金5,000万円)	運転 7年以内(据置1年以内) 設備 12年以内(据置2年以内)	保証付の場合 1.4%以内	利用する保険によって 決定します。	「はばたけ群馬推進枠」に該当する場合、融資利率は1.2%以内(保証付の場合)となります。	
	45 群馬県経営サポート資金 (Aタイプ:経営強化関連要件)	県サポートA	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 6,000万円	運転 10年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置2年以内)	1.75%以内	0.373~1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	融資限度額はABCの各タイプ合計で1億2,000万円です。 経営安定関連保険特例は利用できません。(ただし、同額内借換の場合を除く) 融資限度額には群馬県経営強化支援資金の融資残高を含みます。
	46 群馬県経営サポート資金 (Bタイプ:セーフティネット保証等関連要件)	県サポートB または 県サポBコロナ	経営安定関連特例1号・2号・5号 または 東日本大震災復興緊急特例 6,000万円	運転 10年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置2年以内)	1.75%以内 令和2年9月末 まで1.1%以内	0.68%	0.80% ※4	融資限度額はABCの各タイプ合計で1億2,000万円です。 融資限度額には群馬県セーフティネット資金及び群馬県経営サポート資金Dタイプの融資残高を含みます。 県サポBコロナは群馬県による保証料補助があります。
	47 群馬県経営サポート資金 (Cタイプ:災害復旧関連要件)	県サポC復旧 または 県サポCコロナ	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 5,000万円 (内運転資金3,000万円)	運転 7年以内(据置2年以内) 設備 10年以内(据置2年以内)	1.75%以内 令和2年9月末 まで1.1%以内	0.373~1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	融資限度額はABCの各タイプ合計で1億2,000万円です。 県サポCコロナは群馬県による保証料補助があります。
	48 群馬県経営サポート資金 (Fタイプ:危機関連保証要件)	県サポートF または 県サポFコロナ	危機関連特例 3,000万円	運転 10年以内(据置1年以内)	1.3%以内 令和2年9月末 まで1.1%以内	-	0.80%	融資限度額はABCと別枠になります。 県サポFコロナは群馬県による保証料補助があります。
	49 群馬県緊急経営改善資金	県緊急経営改善	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 借換対象となる県制度融資の 既往融資残高	運転 10年以内(据置1年以内)	保証付の場合 1.35%以内	0.373~1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	真水分の上乗せ(増額)は認められません。
	50 群馬県中小企業再生支援資金	県再生〇〇	A, B保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) C 事業再生保険 6,000万円	A, B 運転10年以内(据置1年以内) 設備12年以内(据置2年以内) C 1年以内	A-1, A-2, B-1 1.75%以内 B-2, C 金融機関所定	0.373~1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	求償権消滅保証、事業再生保険を利用する場合は責任共有対象外(100%保証)となります。
51 群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(Aタイプ)	県創業者A	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) 4,500万円 (内運転資金2,500万円)	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置2年以内)	1.55%以内	0.373~1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	融資限度額はA, B-1, B-2, B-3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。	
52 群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(B-1タイプ)	県創業者B1	創業等関連特例 創業関連特例 2,000万円	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	1.5%以内	-	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA, B-1, B-2, B-3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。 創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。	

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和2年5月1日現在

保証制度名	制度略称 信用保証書の記載	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備考	
						責任共有対象	責任共有対象外		
群馬県融資制度	53 群馬県創業者・再チャレンジ支援資金(B-2タイプ)	県創業者B2	創業等関連特例 創業関連特例	2,000万円	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	1.5%以内	-	0.50%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA、B-1、B-2、B-3、Cの各タイプ合計で4,500万円です。 創業前の方が、創業等関連特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。
	54 群馬県創業者・再チャレンジ支援資金(B-3タイプ)	県創業者B3	創業等関連特例 創業関連特例	2,000万円	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	1.5%以内	-	0.45%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方で、女性または若者(34歳以下)またはシニア(55歳以上)の方が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA、B-1、B-2、B-3、Cの各タイプ合計で4,500万円です。 創業前の方が、創業等関連特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。
	55 群馬県創業者・再チャレンジ支援資金(Cタイプ)	県創業者C	創業関連特例	1,000万円	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	1.5%以内	-	0.70%	再チャレンジを支援する制度です。 責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA、B-1、B-2、B-3、Cの各タイプ合計で4,500万円です。
	56 群馬県企業立地促進資金	県企業立地一般 または 県企業立地団地	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	15億円	土地 15年以内(据置3年以内) 建物・設備12年以内(据置2年以内)	保証付の場合 1.0%以内	利用する保険によって 決定します。		保証限度額は利用する保険によって決定します。 保証付の場合の融資利率は、工業団地等1.0%以内、民有地等1.2%以内です。
	57 群馬県ステーションキャンペーン等支援資金	群馬DC等	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1億円 (内運転資金5,000万円)	運転 7年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置2年以内)	保証付の場合 1.4%以内	0.373~1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	ネーミングライツ制度を導入している金融機関からの申込に関しては、上限金利が0.1%引下げとなります。
	58 経営力強化アシスト資金	県アシスト	普通保険 無担保保険	6,000万円	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内) 借換 10年以内(据置1年以内)	2.1%以内	0.373~1.580%	0.40~1.80%	責任共有対象外の保証付融資を本制度で借換える場合(同額内の借換に限ります)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。 同額借換で借換える場合、融資限度額は借換対象となる既往債務残高となります。
	59 群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金	県COOOO	経営安定関連特例4号、5号 または 危機関連特例	3,000万円	10年以内(据置5年以内)	1.10%	該当要件によって決定します。		国による保証料の補助があります。また、国・県による利子補給があります。ただし、要件に該当しない場合は、利子補給がないことがあります。
県・市町村協調融資制度	60 小口資金	〇〇小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,250万円	運転 6年以内(据置6ヶ月以内) 設備 8年以内(据置6ヶ月以内)	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。		県・市町村の保証料補助があります。※8
	61 特別小口資金	〇〇特小	特別小口保険 (保険特例を使用した 特別小口保険も含む)	1,250万円	運転 6年以内(据置6ヶ月以内) 設備 8年以内(据置6ヶ月以内)	各市町村の定め によります	-	0.70%	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)です。 他の保証制度を利用していないことが条件となります。 市町村によって取扱いが異なりますので、詳細につきましては、各市町村へお問い合わせください。 県・市町村の保証料補助があります。※8
独自	62 群馬銀行環境配慮型私募債保証	群銀環境私募債	特定社債保険	2億円	7年以内	金融機関所定	0.35~0.90%	-	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は2億5,000万円です) 当協会と提携した金融機関のみ利用可能です。
	63 事業者カードローン当座貸越根保証「Gライト」	Gライトカード	普通保険 無担保保険	100万円以上 500万円	1年間もしくは2年間	金融機関所定	0.39~1.62%	-	原則として担保は不要です。 本制度のご利用は1企業1件となります。
	64 事業承継保証制度「次世代サポート保証」	次世代サポート	普通保険 無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合4億8,000万円)	15年以内	金融機関所定	0.25~1.70%	-	
	65 事業承継サポート保証	承継サポート	普通保険 無担保保険	2億8,000万円	15年以内(据置2年以内)	金融機関所定	0.45~1.90%	※4	
	66 金融機関連携型短期継続保証「Gレポート保証」	Gレポート保証	無担保保険	5,000万円	1年以内	金融機関所定	0.35~1.80%	-	保証限度額は、直近決算書の平均月商の2倍以内かつ、既存の保証協会の保証付残高の合計で8,000万円の範囲内となります。 本制度のご利用は1企業1件となります。
	67 SDGs 私募債保証	SDGs 私募債	特定社債保険	4億5,000万円	7年以内	金融機関所定	0.35~1.80%	-	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は5億6,000万円です。)
	68 金融機関連携協調支援保証「令和パートナー保証」	令和パートナー	普通保険 無担保保険	7,000万円	10年以内	金融機関所定	0.45~1.90%	-	本保証の実行と同時に、保証付融資と同一期間でプロパー融資を協調融資して頂きます。 プロパー融資の協調割合については、今回の融資総額に対し、3割以上となります。 (既往借入金の借換を含む場合は、増額と信部分に協調割合が適用されます。)

※1 国の制度(一般保証含む)・当協会独自制度については、「保証限度額」「保証期間」を記載し、県・市町村制度については、「融資限度額」「融資期間」を記載しています。
 ※2 保証料率は基準料率を記載しています。貸付金額に対する率となります。
 ※3 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.50~2.20%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
 ※4 特別小口保険を利用する場合、基準料率は0.70%となります。
 ※5 新事業開拓保険または海外投資関係保険を利用する場合、基準料率は責任共有対象0.977%となります。
 ※6 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.40~2.00%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

※7 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.373~1.730%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
 ※8 各市町村の一部融資制度については保証料補助がありますが、補助率が異なるため詳細につきましては当協会までお問い合わせください。

各制度の対象者、要件、条件、必要書類等詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。
 県・市町村の制度融資につきましては、本表掲載以外のものもございます。詳しくは、県・市町村または当協会までお問い合わせください。